

# Harmony通信

vol.172  
2019.06

URL: <http://www.harmony-office.com/>  
mail: [info@harmony-office.com](mailto:info@harmony-office.com)  
tel:022-796-9231 fax:022-796-9232



レッサーパンダ photo 花鳥様

# 特集

## 「有給休暇の取得義務化」企業の反応は？～エン・ジャパン調査

4月1日から、10日以上の有給休暇が付与されるすべての労働者に対して「年5日の有給休暇の取得義務化」が始まりました。エン・ジャパン株式会社は、同社の人事向け総合情報サイト「人事のミカタ」上で2月から3月にかけて、「有給休暇の取得義務化」についてアンケート調査を行いました。その概要は以下のとおりです。

### ◆有給休暇の取得義務化の認知度は9割以上。

#### 4社に1社が義務化に否定的

有給休暇の取得義務化の認知度は、96%が「知っている」（内容も含めて知っている：63%、概要を知っている：33%）。有給休暇の取得義務化についての印象は、「良いと思う」が73%（非常に良いと思う：23%、まあ良いと思う：50%）、「良くないと思う」が26%（あまり良いと思わない：21%、良くないと思う：5%）と、4社に1社が否定的に感じていることがわかりました。

### ◆7割が「有給休暇の取得を促進している」と回答。業種は「金融」「商社」「IT」。

#### 一方、促進していないのは「広告」「流通」「不動産」。

「現在、有給取得を促進していますか？」に対し「促進している」が70%でした。取得を促進している業種トップ3は「金融・コンサル関連」（100%）、「商社」（79%）、「IT・情報処理・インターネット関連」（77%）でした。一方、取得を促進していないのは「広告・出版・マスコミ関連」（36%）、「流通・小売関連」（34%）、「不動産・建設関連」（27%）でした。また、企業規模別では他に比べ、「100～299名」（28%）が目立ちました。

有給取得を促進する理由は、「社員の満足度向上のため」（67%）が最多。「有給取得の義務化の法に準拠するため」（42%）は第3位でした。

### ◆取得義務化への課題は「人手不足」「業務の偏り」

取り組みへの課題は、「人員不足」（65%）、「業務量が人に偏っている」（60%）が多く回答されました。人手不足や業務過多の状況にある企業は、義務化への対応を不安視しているようです。また「有給休暇の取得義務化への対応」については多くが「有給休暇の計画的取得」（83%）、「有給休暇取得のための周知・啓発」（81%）と回答しました。

会社によっては人員に余裕がなく、もともと有給休暇を取りづらい場合があるでしょう。今回の法律改正を機に、会社ごとに見えてくる課題を解決するために、業務の見直しを行ったり、各人が労働生産性を意識した行動をとったりすることが大事ではないでしょうか。こちらのセミナーもぜひ⇒⇒

#### 編集後記

全国的な梅雨入りから10日程過ぎました。不安定な天気、高い湿度、雨が降る日は体調が優れないという方もいらっしゃることと思います。天候に左右されない遅しさを持ちたいと日々思いますが、気合だけでは乗り切れないのが梅雨の体調管理ですよね。湿気、日照不足によるビタミンDの不足、自律神経の乱れなど、この時期は私達の体に良くないことばかりです。不調の波を回避する一番手っ取り早い方法は、やはり食事面での健康管理でしょうか。まずは朝食をしっかりとりましょう。それにより朝は交感神経が優位になり、夜は副交感神経が活発になるので体本来のリズムが整いやすくなります。食材はタンパク質を含む物をお勧めします。そして体を温める物（生姜、ニンニク、ネギ、鶏肉、鮭等）を食べて、飲み物はなるべく温かいものを飲みましょう。梅雨の後は猛暑が待っています。来たる夏に備えましょう。

## 夏は交通事故の発生件数が増加！

### 改めて確認しておきたい企業の各種責任

#### ◆交通事故の発生が多い「7月」

交通事故の発生が最も多いのは12月、次いで7月です。いずれも長期休暇のタイミングで交通量が増加することが一因と考えられますが、特に7月は「天候」も事故の大きな要因となります。梅雨や台風など、夏特有の天候の急変に注意が必要です。梅雨時の視界悪化、雨音での外部音の遮断などによって注意力が散漫になります。スリップ等の危険もあります。また、台風等で急に激しい雨風に見舞われる場合には、乾燥していた道路に溜まっていた泥や埃が水分に混ざり、通常の雨の場合よりもさらに滑りやすくなることが指摘されています。

#### ◆自動車事故が起った場合に事業者が負う責任

社有車で業務中に起こした事故では企業や管理者の側が運行供用者となり同時に使用者責任も負うことは広く知られていますが、無断で社有車を私用に使っていた場合の事故であっても、従業員が社有車を私用するまでの経緯やそれが業務とどう関連するのか日常の使用状況等を総合的にみて判断されます。マイカーでの事故も、企業が業務でマイカーを使うことを認めていた場合、原則的には社有車を使用していたのと変わらないため、会社の運行供用者責任・使用者責任が問われます。マイカー通勤時の事故についても、企業が積極的にマイカー通勤を推奨しているような場合には、責任が発生する可能性が高くなります。

従業員の交通事故において、企業側が責任を免れることはとても難しいものです。これを踏まえれば、交通事故の危険性が高くなるシーズンを前に、改めて安全運転について徹底することが求められます。業務や通勤で自動車を使用する従業員に対し、再度の教育を行うことも有用であるといえます。

#### 働く人の時間術

#### 明日から使えるタイムマネジメント

日時：7月23日（火）13：30～17：30

会場：PARM-CITY131 5F 5A

講師：水口和彦先生 有限会社ビズアーク

2年前に大好評のため、再び来仙してくださいます！

## Harmony通信 2019.06

#発行：2019年6月10日

#編集・構成：合同会社Melody

 Harmony 司法書士行政書士事務所

 Harmony 社会保険労務士事務所

合同会社 Harmony



住所：〒980-0011 仙台市青葉区上杉2-3-38 クラッセ上杉ビル4F

TEL:022-796-9231 FAX: 022-796-9232

URL : <http://www.harmony-office.com/>

mail : [info@harmony-office.com](mailto:info@harmony-office.com)

修日記 : <http://blog.goo.ne.jp/kadota-osamu/>

陽子日記: <http://blog.goo.ne.jp/kadota-yoko/>